

## 都民調査の対象者(詳細)

### ① 医療的ケア児

以下に記載する医療的ケアのいずれかが日常的に必要な18歳未満の方

### ② 医療的ケア者

ア 医療的ケア児であった18歳以上65歳未満の方で、日常的に医療的ケアが必要な方

イ 日常的に医療的ケアが必要な18歳以上65歳未満の方のうち、自立した生活を営むことが困難な方

※夜間のCPAP(経鼻的持続陽圧呼吸療法)のみ、在宅酸素療法のみの方等は対象外です

### ③ 重症心身障害児者

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している65歳未満の方

## 本調査における医療的ケアの範囲

- 人工呼吸器の管理(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、ネーザルハイフロー、間歇的陽圧吸入法、高頻度胸壁振動装置(スマートベスト等)を含む。)
- 排痰補助装置(カファシストやコンフォートカフ等)
- 気管切開の管理
- 鼻咽頭エアウェイの管理
- 酸素療法
- 吸引(口鼻腔・気管内吸引に限る)
- ネプライザーの管理
- 経管栄養(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろう)
- 経管栄養(持続経管注入ポンプ使用)
- 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)
- 皮下注射(インスリン、麻薬等)
- 皮下注射(持続皮下注射ポンプ使用)
- 血糖測定(持続血糖測定を含む。埋め込み式血糖測定以外)
- 血糖測定(埋め込み式血糖測定による)
- 継続的な透析(血液透析、腹膜透析)
- 間欠的導尿(間隔を空けて実施する導尿)
- 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう、尿路ストーマ)
- 排便管理(消化管ストーマ)
- 排便管理(排便、洗腸)
- 排便管理(浣腸)
- 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置、経鼻・頬粘膜投与

## 本調査の対象者・主な内容

本調査は都民の方、都内に所在する事業所を対象とした調査です。

### 都民調査

東京都内に在住する、**0～64歳**の医療的ケア児者・重症心身障害児者及びそのご家族 ※対象の詳細は左ページをご参照ください



回答フォーム  
(都民調査)

#### 質問の項目

本人の基礎情報 介護者の状況 サービスの利用状況  
相談先 災害関係 など

### 事業所調査

東京都内に所在する、以下のサービスを提供する事業所



回答フォーム  
(事業所調査)

- ・訪問看護ステーション
- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所
- ・施設入所支援
- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・自立生活援助
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

#### 質問の項目

医療的ケア児者の受入状況 医療的ケアの実施状況  
見守りの状況 災害関係 など

医療的ケアの必要な方を受け入れていない場合も、  
ぜひご協力をお願いいたします。

ご回答いただいた内容は統計的に処理し、個人が特定されることはありません。

## 医療的ケア児者の方に

## 関する実態調査へ

## ご協力をお願いいたします

※医療的ケアが必要ない重症心身障害児者の方も対象です



### 都民調査

東京都内に在住する、**0～64歳**の医療的ケア児者・重症心身障害児者及びそのご家族

### 事業所調査

東京都内に所在する訪問看護ステーション及び障害福祉サービス事業所  
対象の詳細は裏面をご参照ください。

回答締切

令和8年 5月15日(金)

# 東京都医療的ケア児者 実態調査に係るご案内

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを踏まえ、東京都では令和3年度に「東京都医療的ケア児(者)実態調査」を実施し、その結果を基に、医療的ケア児の支援に関する施策を展開してきました。

## 今回の調査のポイント

### 1 対象年齢を拡大します

より広く施策を検討するため、前回調査では39歳までだった対象年齢を、今回は**64歳**までに拡大して実施します。



### 2 これまで実施している事業の見直しを行います

医療的ケア児支援法の施行から5年目となる本年、これまで実施してきた様々な事業がより効果的なものとなるよう、皆様のお声を踏まえまして見直しを行います。

皆様のお声を施策に反映するため、  
実態調査へのご協力をお願いいたします

東京都福祉局ホームページにおいて、東京都医療的ケア児者実態調査全般のご案内を掲載しています。こちらから調査回答フォームにアクセスすることも可能です。



## 令和3年度に実施した調査では以下のことがわかりました

### 都民調査

- 育児・介護につき、親族の協力が困難である家庭は6割を超えることがわかりました。
- 必要であるが不足しているサービスは、短期入所(ショートステイ)が最も高いことがわかりました。

### 事業所調査

- 医療的ケアが必要な方の受け入れには、医療的ケアが実施できる職員の確保が難しいことが課題とわかりました。
- 特に「支援に関する研修の実施」、「相談ができる窓口」、「関係機関の連携の推進」のニーズが高いことがわかりました。



前回の結果は東京都福祉局ホームページに掲載しています

## 調査の結果等を踏まえ、 東京都では以下の取り組みを行っています

### 相談窓口の設置

医療的ケア児のご家族や関係機関等への相談対応・情報提供を行う医療的ケア児支援センターを運営しています



### 短期入所の開設支援

医療機関等に対する医療型短期入所開設の働きかけや、開設に向けた講習会等を行っています



### 保護者同士の相談支援

医療的ケア児の子育てをしながら就労を経験した保護者が、就労等の相談に応じる医療的ケア児ペアレントメンター事業を行っています



### ポータルサイトでの情報発信

医療的ケア児やそのご家族、関係機関の職員を支援する医療的ケア児支援ポータルサイトを運営しています



### 支援者の人材育成・受入促進

医療的ケア児に対応できる事業所を拡充するため、通所事業所の職員や、訪問看護ステーションの看護師に向けた研修等を行っています

